平成２３年（フ）第１５５２号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西７―701
債務者　京極　修平
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９５号
長崎県佐世保市黒髪町6481番地１
債務者　池田　紳一
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
長崎県佐世保市若葉町30番62号　若葉ハイツＢ―103、旧住所長崎県佐世保市権常寺町1465番地５　あじさい
債務者　松尾　　健
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１００号
栃木県足利市五十部町905番地の７
破産者　有限会社山本裁断
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第６５０号
千葉市緑区高津戸町309番地の44　ライオンズマンション土気403号室
破産者　平野　和子
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１５０号
千葉市稲毛区柏台１番１棟405号
破産者　土屋　由記
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４５号
札幌市中央区北１条西10丁目１番22号
破産者　株式会社サンフラワー
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７３７号
札幌市白石区南郷通11丁目北１番20号
破産者　株式会社フジ・コミュニケーションズ北海道
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１６号
茨城県筑西市下川島336番地の１
破産者　富士建材株式会社
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２７６号
茨城県筑西市蓮沼1092番地の５
破産者　株式会社川澄鐵工
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１２８号
群馬県前橋市本町３丁目６番１号
破産者　加藤　　博
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
群馬県前橋市青柳町563番地２　クレール青柳103号
破産者　武井　伸一
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２号
千葉県市原市姉崎730番地７　スカイサンハイツＡ201号
破産者　佐藤　勝廣
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６１号
千葉市中央区今井２丁目５番10号　グリーンコーポ蘇我駅前602号
破産者　熊野美代子
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７７２号
千葉市若葉区桜木北３丁目15番４号　メゾン斉藤202号
破産者　齊藤　直樹
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９６７号
千葉県市川市新浜１丁目15番２号　あつお荘202号
破産者　中島　義光
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１００７号
千葉県市川市大和田４丁目８番25号　ハイツヤマト108
破産者　田中　一郎
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８５号
東京都府中市日新町５丁目55番地の７
破産者　有限会社六社
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４３９号
東京都八王子市滝山町２丁目435番地
破産者　横倉建設株式会社
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１２号
長野県上田市真田町本原655番地１
破産者　株式会社南米技研
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１０５号
長野県上田市下室賀1057番地１
破産者　有限会社大日向工業
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部